

(政策名) 栄典事務の適切な遂行

(基本目標)

適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた総数の発令に努める。

		アウトプット（内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量）	成果（アウトカム） （他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）
栄典事務の適切な遂行	政策の流れ	<p>春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。</p> <p>勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について（平成 53 年閣議了解）等に定められた発令日に発令を行う。</p> <p>「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。</p>	<p>わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第 7 条第に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施。</p> <p>国民が制度の概要を知る。</p> <p>人目につきにくい分野において真に功労のある人や多数の分野で活躍し功労のある人などを春秋叙勲の候補者として把握する。</p> <p>栄典が日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっての大きな励みとなる。</p>
	指標の状況	<p>春秋叙勲の発令数 [春秋の発令ごとにおおむね 4,000 名]</p> <p>危険業務従事者叙勲の発令数 [毎回の発令ごとにおおむね 3,600 名]</p> <p>春秋褒章の発令数 [春秋の発令ごとにおおむね 800 名]</p> <p>発令日 [春：4月29日、秋：11月3日]</p> <p>「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数 [前年度比増 (H19 年度：約 27,000 件)]</p>	

(政策名) 男女共同参画社会の形成の促進

(基本目標)

女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成を促進する。

		アウトプット（内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量）	成果（アウトカム） （他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）
男女共同参画に関する普及・啓発	政策の流れ	<p>「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」を実施する。</p> <p>内閣府男女共同参画局ホームページにおいて男女共同参画に関する情報を提供する。</p>	<p>国民等が、男女共同参画社会の実現のために何が必要か、我が国社会が今後どう進んでいくべきかを考える機会となる。</p> <p>国民等が、男女共同参画に関する国の施策等の情報を知る。</p> <p>国民等が男女共同参画に対する理解を深める。</p> <p>地域、民間団体等において、男女共同参画に関する取組に向けた気運が醸成される。</p> <p>男女共同参画社会の形成に向けた幅広い主体の連携・協力、取組が実現。</p>
	指標の状況		<p>「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合 [70%以上]</p> <p>内閣府男女共同参画局HPへのアクセス件数 [32,000件/月以上]</p>

国際交流・国際協力の促進	政策の流れ	<p>「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等に参加する。</p> <p>男女共同参画に関する諸外国との国際シンポジウム・セミナーを開催する。</p>	<p>収集された資料・情報等を各省に伝達するとともに、ホームページや広報誌等で国民・企業等に通知する。</p> <p>国民・企業等が国際シンポジウム・セミナーに参加する。</p> <p>国民・企業等が海外の先進的な取組・好事例の理解を深める。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験が、国内において活用される。</p>
	指標の状況	<p>「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数 [4回]</p>	<p>国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合 [80%以上]</p>	
女性のチャレンジ支援	政策の流れ	<p>社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを目指して、トップ層への働きかけ等を行う。</p> <p>政策・方針決定過程への女性の参画状況について、数値のフォローアップ調査を行い、結果を公表する。</p> <p>女子高校生等に対して、理工系分野への進路選択を支援するための啓発活動を行う。</p>	<p>指導的地位に女性が占める割合が上昇する。</p> <p>国民等が、政策・方針決定過程への女性の参画状況を知る。</p> <p>女子高校生等が理工系分野に興味を持つ。</p> <p>理工系へ進路選択をする女子高校生等が増える。</p>	<p>あらゆる分野において、意欲のある女性が活躍できる。</p>
	指標の状況		<p>女子高校生等に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合 [50%以上]</p> <p>社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合 [30%程度]</p>	

男女共同参画施策の総合的推進 (男女共同参画基本計画)	政策の流れ	<p>各府省の男女共同参画基本計画（第2次）における施策の実施状況を確認し、男女共同参画白書を作成する。</p>	<p>国民、地方自治体等が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進状況を確認する。</p> <p>国民、地方自治体等が男女共同参画に対する理解を深める。</p> <p>地域、民間団体において、男女共同参画に関する取組に向けた気運が醸成される。</p> <p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進。</p>
	指標の状況	<p>男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた施策の推進状況の確認 [施策の推進状況の確認]</p>	
女性に対する暴力の根絶に向けた取組	政策の流れ	<p>「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を実施する。</p> <p>DV全国会議を開催する。</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動を実施する。</p>	<p>相談員等が「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」に参加する。</p> <p>相談員の資質の向上により、相談業務体制が向上する。</p> <p>関係機関、民間団体等が一堂に会して、DV全国会議を開催する。</p> <p>関係機関、民間団体等が必要な情報を共有できる。</p> <p>相談員、民間団体、地方公共団体等関係機関の密接な連携等、関係者間における、配偶者からの暴力に関する理解が深まる。</p> <p>女性に対する暴力を容認しない気運が醸成される。</p> <p>女性に対する暴力を容認しない社会の実現が促進される。</p>
	指標の状況	<p>女性に対する暴力をなくす運動に関するポスター等の配布箇所数 [全地方公共団体]</p>	<p>「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合 [50%以上]</p> <p>DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合 [50%以上]</p>

(政策名) 国民生活政策の推進

(基本目標)

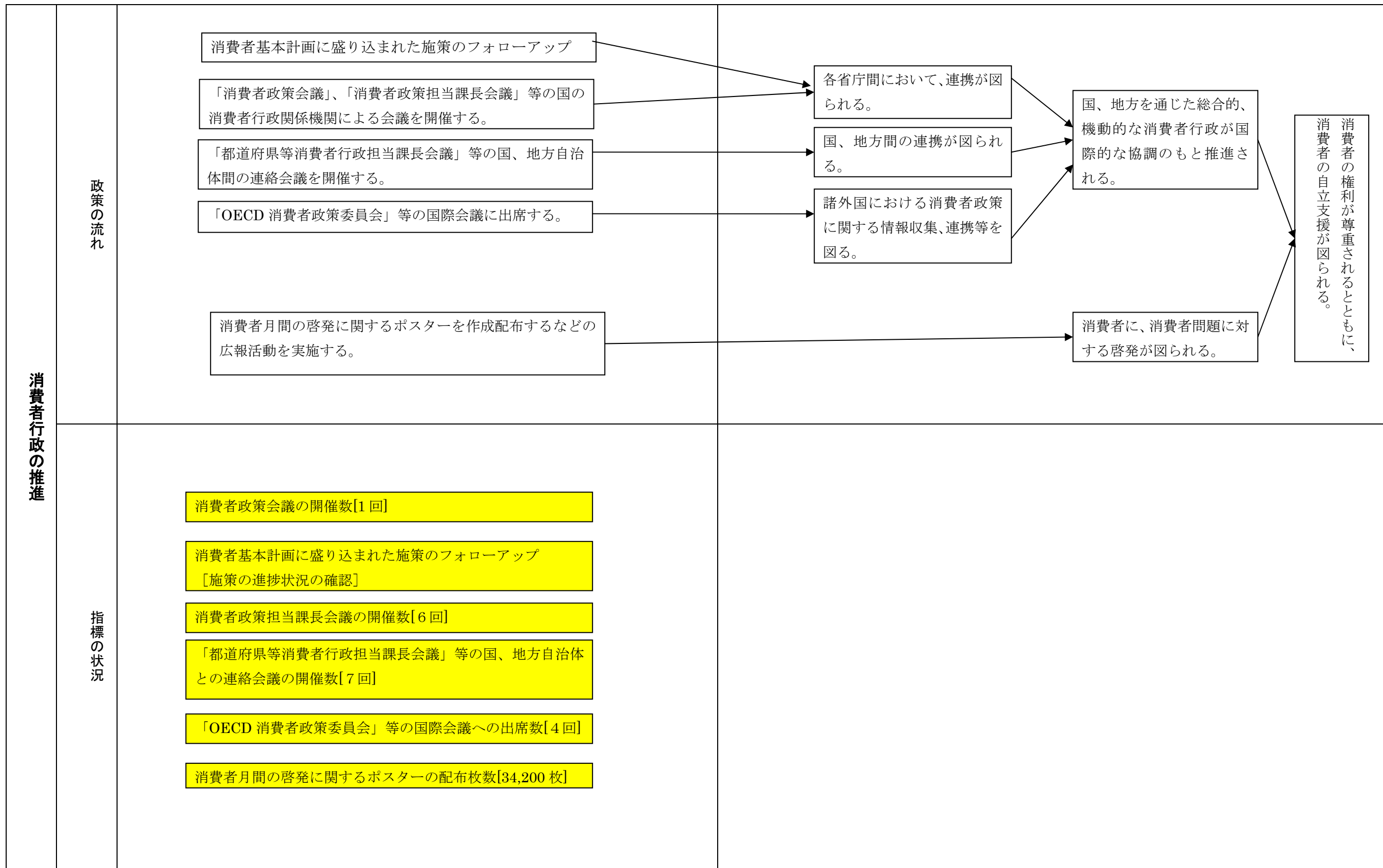
国民生活政策の推進により、国民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできる、豊かな国民生活の実現を目指す。

		アウトプット（内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量）	成果（アウトカム） （他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）
国民生活に関する調査分析	政策の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 国民生活の実態や社会の変化について、人々の意識面も含めて多面的に調査分析を行う。[国民生活白書の作成及び公表] </div>	<pre> graph LR A[国民生活の実態や社会の変化について、人々の意識面も含めて多面的に調査分析を行う。] --> B[国民等が、国民生活の重要課題について知る。] A --> C[地方自治体、関係団体等が、国民生活の重要課題についての政府の認識を知る。] B --> D[国民等が、国民生活の重要課題について理解を深める。] C --> E[地方自治体、関係団体等が、国民生活の重要課題についての取組に向けた気運が醸成される。] D --> F[豊かな国民生活の実現に向けた広い主体の連携・協力、取組が実現] E --> F </pre>
	指標の状況		<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国民生活白書公表時における新聞等メディアへの掲載数[10件以上(平成19年度:10件)] </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 国民生活白書に関するHPのアクセス数[59,000件以上(平成19年度:約59,000件)] </div>

省資源・省エネルギー型生活の推進	政策の流れ	<p>省資源・省エネルギーに関するハンドブックを作成するなどの普及啓発活動を実施する。</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。</p>	<p>国民が、省資源・省エネルギーに関するハンドブックを読む。</p> <p>流通事業者等が、キャンペーンに参加する。</p>	<p>国民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上や行動が促進される。</p> <p>企業（流通事業者等を含む）や NPO 等を通じた、国民に対する働きかけが促進される。</p>	<p>国民の日常生活における省資源・省エネルギー型生活パターンの定着</p>
	指標の状況	<p>「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス数(月平均) [800 以上]</p>			
公益通報者保護の推進	政策の流れ	<p>ハンドブックを作成・配布するなどの広報活動を実施する。</p> <p>「公益通報者保護法説明会」、「公益通報シンポジウム」の開催などの啓発活動を実施する。</p>	<p>一般国民や事業者がハンドブックを読む。</p> <p>一般国民や事業者が説明会・シンポジウムに参加する。</p> <p>行政機関職員が説明会・シンポジウムに参加する。</p>	<p>公益通報に関する意識の向上と周知が促進される。</p> <p>事業者・行政機関における通報・相談窓口の設置が促進される。</p>	<p>公益通報者の保護、事業者による法令遵守の促進</p>
	指標の状況	<p>「公益通報者保護法説明会」及び「公益通報シンポジウム」への参加者数 [1,000 人以上]</p> <p>通報・相談窓口を設置している市区町村の割合 [40%以上]</p>			

社会的責任の取組促進に関する施策の推進	政策の流れ	<p>全国の消費者団体、NPO・NGOを含む各ステークホルダー団体に対して、「社会的責任の取組促進にむけた円卓会議（仮称）」（以下、「円卓会議」という。）の開催に向けた意見交換会を開催する。</p> <p>国民等に対して、ウェブサイトの開設等により、社会的責任の取組促進に関する情報の提供を行う。</p>	<p>各ステークホルダーにおいて、「円卓会議」の開催の必要性を認識する。</p> <p>国民等が社会的責任の取組促進の必要性を認識する。</p> <p>「円卓会議」への主体的な参画の気運が幅広い層のステークホルダーに醸成される。</p> <p>国民等が「円卓会議」の開催の必要性を認識する。</p> <p>幅広い層のステークホルダーが参加した「円卓会議」の開催が実現する。</p> <p>安全・安心で持続可能な社会についてのビジョンを形成、共有する。</p> <p>マルチステークホルダーで社会的課題を解決するステークホルダーごとのネットワークが形成される。</p>
	指標の状況	<p>「円卓会議」の開催に向けた意見交換会の開催 [5回以上]</p>	<p>「円卓会議」の開催 [5回以上]</p> <p>ステークホルダーごとのネットワークの形成 [4グループ以上]</p>
個人情報保護に関する施策の推進	政策の流れ	<p>インターネットの活用、パンフレットの配布、説明会の実施等、多様な媒体を用いて、広報・啓発に取り組む。</p> <p>法の施行状況に関する報告の概要をとりまとめ、概要をHP等で公表する。</p>	<p>事業者及び国民が説明会、講演会に参加する。</p> <p>事業者及び国民がHPやパンフレット等を見る。</p> <p>関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有される。</p> <p>事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透する。</p> <p>関係行政機関等において、法の着実な施行のための具体的な施策が適切に実施される。</p> <p>個人情報の適正な取扱いの確保が図られる。</p>
	指標の状況		<p>説明会・講演会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合 [80%以上]</p>

市民活動の促進	政策の流れ	<p>増加する内閣総理大臣認証の特定非営利活動法人への対応をはじめとして、特定非営利活動法人の認証・監督業務等を適切に実施する。</p> <p>特定非営利活動法人の活動基盤の強化に係る広報資料の作成・配布、研修会の開催等を実施する。</p> <p>特定非営利活動法人等の市民活動団体と地方自治体との協働事業を支援し、その事例等に関する情報発信を実施する。</p>	<p>特定非営利活動法人制度への信頼性の確保</p> <p>特定非営利活動法人の関係者等が、活動基盤の強化に関する知識や情報を得る。</p> <p>特定非営利活動法人の活動基盤の強化</p> <p>特定非営利活動法人等と行政との連携・協働の広がり</p> <p>市民の自由な社会貢献活動の広がり</p>
	指標の状況	<p>特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間 [4ヶ月以内]</p> <p>事業報告書等の未提出法人への督促状送付（未提出法人（平成20年9月末現在）全てに督促状の送付（督促状送付前に提出した法人を除く））</p>	<p>特定非営利活動法人に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合[70%以上]</p>



消費者契約法の施行	政策の流れ	<p>適格消費者団体の認定を行う。</p> <p>国民生活審議会において、消費者契約法の具体的な見直しを含めた必要な検討を行う。</p>	<p>適格消費者団体が差止請求権を行使出来るようになる。</p> <p>日々変化する消費者を取り巻く環境に対応し、消費者利益の擁護を図るための実効性ある制度が構築される。</p>	<p>消費者被害の未然防止・拡大防止に資する。</p> <p>消費者利益の擁護に資する。</p>
	指標の状況	<p>広報資料の作成・配布 [ポスター 40,000部,パンフレット 80,000部,リーフレット 120,000部]</p> <p>意見交換ミーティングの開催実績 [8回]</p>		
消費者の安全に係る施策の推進	政策の流れ	<p>リコールの分野横断的指針検討会を開催し、リコールの分野横断的指針を策定する。</p> <p>広報資料の作成・配布 [ポスター 40,000部,パンフレット 80,000部,リーフレット 120,000部]</p>	<p>事業者において策定指針を踏まえたリコールの取組が進む。</p> <p>「リコールの実施体制が整備され、関係事業者等との連携が図られる。」</p>	<p>リコールの内容をわかりやすく効果的に消費者に伝達することができる。</p> <p>リコールの開始、最適方法等についての意思決定が迅速・適切に行われる。</p> <p>事故の未然防止、拡大防止を図り、社会的責任としてのリコールを推進し、安全で安心な生活に役立つ。</p>
	指標の状況	<p>リコール等に関する分野横断的指針を策定する。</p>		

(政策名) 食品の安全性の確保

(基本目標)

食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを推進すること等により、食品の安全性の確保を図る。

		アウトプット（内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量）	成果（アウトカム） （他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）
基本的事項のフォローアップ	政策の流れ	<p>基本的事項に基づき、内閣府、厚生労働省、農林水産省等の関係府省等が施策を実施する。</p> <p>→</p> <p>毎年、関係府省等に対し、基本的事項の記載事項の実施状況について調査する。</p> <p>→</p> <p>食品安全委員会企画専門調査会において実施状況を確認する。</p> <p>→</p> <p>食品安全基本法に定める基本的な方針に基づいた施策の実施。</p>	
	指標の状況	<p>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップ [記載事項の実施状況の確認]</p>	
食品健康影響評価技術研究の推進	政策の流れ	<p>今後必要となる技術的課題に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行う。</p> <p>→</p> <p>食品安全委員会において決定された研究課題について、食品健康影響評価技術研究を適切に実施する。</p> <p>→</p> <p>食品健康影響評価に資する研究成果が得られる。</p> <p>→</p> <p>食品健康影響評価に関するガイドラインの作成等。</p> <p>→</p> <p>信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施。</p>	
	指標の状況	<p>実施要領に定める中間評価結果 [平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上]</p> <p>実施要領に定める事後評価結果 [平均評価点が 3 以上の研究課題が 50%以上]</p>	

食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	政策の流れ	<p>意見交換会においてテーマに沿った適切な企画・設計を行う。</p> <p>意見交換会においてリスク評価の内容について、分かりやすい情報提供と意見の交換を行う。</p> <p>食品安全委員会の活動や食品安全委員会からの情報を迅速に周知するためのメールマガジンを配信する。</p>	<p>国民が意見交換会に参加する。</p> <p>国民がメールマガジンを読む。</p>	<p>リスク評価の内容や食品安全委員会の活動が社会に認識される。</p>	<p>食品安全に関するリスクコミュニケーションが促進される。</p>
	指標の状況		<p>年度末におけるメールマガジン登録者数(対前年度に対する増加率) [20%]</p>	<p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合 [50%]</p> <p>食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合 [50%]</p>	

(政策名) 原子力利用の安全確保

(基本目標)

有識者からなる調査審議機関として、専門的・中立的な立場から、安全規制等に係る見解の表明や関連知見の収集・整理、原子力施設の設置許可等に係る安全審査、安全審査等に用いる指針類の整備、行政庁の安全規制活動に対する監視・監査、原子力防災体制の整備、社会とのコミュニケーション等を通じ、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
原子力利用の安全確保に係る施策の遂行	政策の流れ	<p>安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理に努めるとともに、必要に応じて、原子力安全委員会としての見解を表明し、又は、安全審査等に用いる指針類の整備を行う。</p> <p>原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から2次審査を行う。また、平成18年9月に改訂された耐震設計審査指針に基づき、既設原子力施設の耐震安全性の確認を行う。</p> <p>規制行政庁から、四半期毎に工事計画等の認可や各種検査等の規制活動の報告を受け、必要な案件について、規制調査を実施することにより、監視・監査を行う。</p> <p>原子力施設等における原子力災害時の緊急事態が発生した場合等において、着実に対応を行うため、原子力防災訓練を実施し、また、他の機関が主催する訓練に職員を参加させる。</p> <p>公開シンポジウム等の開催、原子力安全意見・質問箱の運営、HPや原子力安全白書等による情報公開等を通じ、原子力の安全確保に係る社会とのコミュニケーションを図る。</p>	<p>規制行政庁との二重チェックにより、原子力施設の設置許可等について厳格に判断する。</p> <p>規制行政庁が行う安全確保活動が改善する等、原子力施設における安全確保対策が一層充実する。</p> <p>委員、職員の緊急事態への対応能力を高めることにより、原子力防災対策を強化する。</p> <p>国民に原子力の安全確保に関する判断材料を提供するとともに、国民の意見・質問を踏まえて安全確保政策を進める。</p>
	指標の状況	<p>安全規制等に係る見解の表明、専門部会等の報告書及び指針類の策定・改訂の件数 [6件]</p> <p>安全審査及び既設原子力施設の耐震安全性の確認 [実施]</p> <p>規制調査の実施件数 [12件]</p> <p>防災訓練の実施回数及び行政庁・地方公共団体が実施する訓練への参加回数 [20回]</p> <p>シンポジウム等の開催回数及び参加者の理解度 [3回、60%]</p>	<p>原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。</p>

(政策名) 公益法人制度改革等の推進

(基本目標)

公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
公益法人制度改革等の推進	政策の流れ	<p>【新しい公益法人制度への円滑な移行を関係行政部局と連携して推進】</p> <p>都道府県、各府省における相談窓口を設置するとともに法人等からの相談に適切に対応する。</p> <p>都道府県、各府省公益法人行政担当者等を対象に研修会・会議等を開催する。</p>	<p>公益法人関係者等に新しい公益法人制度が浸透。</p> <p>円滑な新制度への移行</p> <p>全都道府県、全府省において所管法人向けの説明会を開催する。</p>
	指標の状況	<p>都道府県、各府省における相談窓口の設置 [100%]</p> <p>法人等からの相談対応については相談への対応状況から判断する。</p>	<p>全都道府県、全府省において所管法人向けの説明会の実施 [100%]</p> <p>公益認定等の事務の円滑な実施 [事務処理状況から判断する]</p>
	政策の流れ	<p>【透明性の高い制度運営のための迅速かつ丁寧な広報の実施】</p> <p>申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布・周知</p> <p>HPに掲載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新</p>	<p>・公益法人関係者等に新しい公益法人制度が浸透</p> <p>・透明性の高い制度の運営が図られる。</p> <p>円滑な新制度への移行</p>
	指標の状況	<p>申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率 [100%]</p>	

公益法人制度改革等の推進	政策の流れ	<p>【申請者等利用者の利便性、行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システム運営・管理】</p> <p>公益認定等総合情報システム運営・管理が適切に行われる。</p>	<p>申請者等利用者の利便性が向上する。</p> <p>国・都道府県を通じて円滑かつ整合の取れた認定等の事務が行われる。</p>	<p>円滑な新制度への移行</p> <p>効率的な公益法人行政の運営が行われる。</p>
	指標の状況			<p>HP上等における利用者等を対象としたアンケートでの肯定的な評価の割合 [70%以上]</p>
	政策の流れ	<p>【公益社団法人・公益財団法人、移行法人の監督を適時・適切に実施】</p> <p>公益社団法人・公益財団法人、移行法人への監督を適時・適切に実施。</p>	<p>新しい公益法人制度が国民から信頼されるものとなる。</p>	
	指標の状況			<p>監督の実施状況から判断する。</p>
	政策の流れ	<p>【特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施】</p> <p>特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施。</p>	<p>国民が公益法人の実態について正しい情報を得ることができる。</p>	<p>透明性の高い公益法人行政が行われる。</p>
	指標の状況			<p>調査等の実施状況から判断する。</p>

(政策名) 経済社会総合研究の推進

(基本目標)

経済社会活動の総合的研究や国民経済計算の作成等を行うとともに、人材育成・能力開発等を推進する。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
経済社会活動の総合的研究	政策の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">ESRI Discussion Paper 等の論文、研究報告書を公表する。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">景気指標を公表する。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ESRI-経済政策フォーラムの公開フォーラムを開催する。</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">行政機関や国民が公表資料を見る。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">行政機関や国民が公開フォーラム等へ参加する。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">行政機関や国民が経済社会状況や関連する研究の動向に対する理解が深まる。</div>
	指標の状況		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; background-color: yellow;">ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数 [前年度並 (平成 19 年度 : 2,478,675 件)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; background-color: yellow;">景気指標に関するHPへのアクセス件数 [前年度並 (H19 年度 : 619,606 件)]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;">フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合 [総じて3分の2以上]</div>

国民経済計算	政策の流れ	<p>推計手法の改善</p> <p>→ 四半期別 GDP 速報の公表 国民経済計算確報の公表</p> <p>→ 各種マニュアル等の公開</p>	<p>→ 行政機関や国民が公表資料・統計を見る。</p> <p>→ 行政機関や国民が関係資料を見る。</p> <p>→ 行政機関や国民が国民経済計算に対する理解を深める。</p> <p>→ 行政機関や国民が経済状況などを正確に把握する。</p> <p>外部要因：基礎統計の整備状況</p>
	指標の状況	<p>IMF が定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守 [100%]</p> <p>推計手法解説書の英語版の作成 [実施]</p> <p>国民経済計算の国際的な作成基準の改定 (93SNA Rev1) への対応 [日本語訳の作成]</p>	
人材育成・能力開発	政策の流れ	<p>内閣府及び他省庁職員に対して計量経済分析、経済理論等の研修を実施し、経済分析等の専門知識を習得させる。</p>	<p>→ 専門知識を習得した専門家の職員が育成される。</p> <p>→ 専門知識を習得した職員が、より効果的・効率的な経済政策等を実施する</p>
	指標の状況		<p>計量経済分析及び経済理論等の研修に対する研修員アンケートの満足度 [80%以上]</p>

経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）

政策の流れ

平成 20 年度

- ・データベースの設計・開発
- ・業務システム（統計作成等の業務を処理するためのシステム（ソフトウェア資産や操作マニュアル、設計書等のドキュメント類を管理するシステム）の設計・開発

平成 21 年度

- ・データベースの開発・検証
- ・業務システムの開発・検証
- ・資産管理システムの開発・検証
- ・業務支援システム（外部機関等からのデータ入手・入力作業やデータの授受等を電子的に行うシステム）の設計・開発

平成 22 年度

- ・業務システムの開発・検証
- ・業務支援システムの開発・検証

平成 23 年度

- 新システムの全面的運用

平成 23 年度以降

- システム運営経費の削減

- 業務の効率性・合理性の向上
- ・データ入手・入力作業の効率化
 - ・データ授受の効率化・合理化
 - ・統計情報等の公表作業の効率化
 - ・ユーザインタフェースの改善
 - ・業務資産に関する情報の共有化
 - ・オープン化による業務の効率化・合理化

指標の状況

業務システム最適化計画に基づいた作業の推進状況
[業務システム最適化に沿った作業の実施]

平成 23 年度以降に削減されるシステム運営経費 [年間 345 百万円]

平成 23 年度以降に短縮される業務処理時間 [年間 2,800 日]

(政策名) 迎賓施設の適切な運営

(基本目標)

迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行い、日本の外交に資するものとする。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
迎賓施設の適切な運営	政策の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">国・公賓等の接遇の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">迎賓館事務連絡会議の開催状況[毎月]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序維持</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">賓客国先遣隊等の視察</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">関係省庁連絡会議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">賓客接遇実施</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">積極的な活用、接遇の円滑な実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">警備対策に伴う国民の理解と関係機関との連携及び緊急事態に対応するマニュアルの確立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; float: right;"> 賓客に満足してもらい、もって日本の外交に資する。 </div>
	指標の状況	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">国・公賓等の接遇 [年平均 10 回接遇]</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">迎賓館事務連絡会議の開催 [毎月開催]</div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">警備対策の実施 [確実な実施]</div>

迎賓施設の管理・運営の効率化	政策の流れ	<p>接遇に関する事業者等からの意見聴取を行い施設の管理方法等に対する評価を行う。</p> <p>迎賓施設の維持管理（臨時分を除く）方法等の見直した場合のコストを参考に評価を行う。（設備の保守管理、庭園管理等）</p>	<p>施設の整備の検討</p> <p>効率的な施設の維持管理に努める。</p> <p>予算の適切な執行管理を行い、もって必要な施設整備を実施する。</p>	<p>賓客に満足してもらおう施設の整備を行い、もって日本の外交に資する。</p>
	指標の状況	<p>接遇に関する事業者等からのヒアリングの実施</p> <p>施設維持管理（設備の保守管理、庭園管理等）契約実績額の対前年度比較</p>		
一般参観の適切な実施	政策の流れ	<p>一般参観の実施決定、公告、参観希望者の募集、抽選</p> <p>参観希望者への当落結果の通知、参観</p>	<p>迎賓施設の役割等について国民へ理解を深める。</p>	<p>接遇に対する国民の理解を深め、もって日本の外交に資する。</p>
	指標の状況	<p>一般参観者数 [平成 19 年度実績 10,000 人以上]</p>	<p>参観者へのアンケート実施による評価 [80%以上] （「満足した」、「ある程度満足した」とする評価の合計割合）</p>	

(政策名) 北方領土問題の解決の促進

(基本目標)

北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
北方領土問題解決促進のための施策の推進	政策の流れ	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">北方領土返還に向けた国民世論の啓発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">北方四島との交流事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく資金融通</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">我が国国民と北方四島在住ロシア人との間の相互理解</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進</div> </div>
	指標の状況	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績 [県民大会等 30 回]</div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">北方四島との交流 (訪問事業) の実績 [13 回]</div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;">北方地域旧漁業権者等への貸付実績 [5 億円]</div>	

(政策名) 国際平和協力業務等の推進

(基本目標)

国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。

		アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果 (アウトカム) (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)
国際平和業務等の推進	政策の流れ	<p>国際平和協力業務等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連平和維持活動への協力 ・国際的な選挙監視活動への協力 ・人道的な国際救援活動への協力 ・物資協力 <p>(継続中の国際平和協力業務：ゴラン高原国際平和協力業務、ネパール国際平和協力業務)</p> <p>(国連等からの打診・要請を受け、閣議決定し、国際平和業務等を実施)</p> <p>※ 起因となる紛争の性質や法律上の要件の充足状況などの「外部要因」に大きく依るため、あらかじめ実施の有無、実施先、実施規模・期間等を設定できない。</p> <p>※ 実際の評価対象の設定に当たっては、対象(業務、国等)を絞り込むこともあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際の平和及び安全を維持 ・紛争によって混乱を生じた地域における民主的な手段による統治組織設立のための選挙又は投票の公正な執行を確保 ・国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争によって被害を受け若しくは受けるおそれのある住民の救援又は紛争によって生じた被害の復旧 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国際連合を中心とした国際平和のための努力に寄与</p>
	指標の状況		<p>国内、国際社会(国連、現地政府等)の評価 [肯定評価]</p>

(政策名) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

(基本目標)

- ・ 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る
- ・ 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる

		アウトプット（内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量）	成果（アウトカム） （他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響）
政府・社会等に対する提言等	政策の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を提示、または助言等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 科学に関する重要事項の審議、またその実現 </div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 行政、産業、及び国民生活への科学の反映浸透 </div>
	指標の状況	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> 専門的かつ信頼性のある見解の提示・助言等を通じた政府・関係機関との連携[実施] </div>	
各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	政策の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各国アカデミーとの連携等 ・ G 8 各国等のアカデミーと連携して、G 8 サミットの議題に関して共同声明を発出 ・ アジア学術会議の事務局として持ち回りの主催国とともに会議を開催するなどの国際的な活動を行う ・ アカデミー間の二国間学術交流事業としてのシンポジウムの参加等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国際学術団体等への貢献 ・ ICSU（国際学術会議）、インターアカデミーパネル等への対応 ・ その他の国際学術団体等への代表派遣等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 国際会議の開催 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 各国アカデミーとの交流等の深化による科学に関する研究能率の向上 </div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 行政、産業、及び国民生活への科学の反映浸透 </div>
	指標の状況	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> G 8 学術会議共同声明の発出[1回]、アジア学術会議の開催[1回]、二国間学術交流[実施] </div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ICSU、インターアカデミーパネル等への国際学術団体等への代表派遣等[2回] </div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 共同主催国際会議の開催[7回] </div>	

科学の役割についての普及・啓発	政策の流れ	科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、公開講演会やシンポジウムを開催	科学の役割についての国民の認識の深まり	科学に関する重要事項の実現	行政、産業及び国民生活への科学の反映浸透
	指標の状況	<p>日本学術会議主催公開講演会等の開催 公開講演会等の開催件数[実施]</p> <p>地区会議公開講演会の開催 地区会議公開講演会の開催件数[実施]</p>			
科学者間ネットワークの構築	政策の流れ	<p>我が国科学者コミュニティの中核として、人文・社会科学、自然科学の全ての分野の科学者の意見を集約するとともに、約 1,600 の日本学術会議協力学術研究団体と連携</p> <p>地方の科学者とのより活発な連携を図るとともに、全国を7つのブロックに分けて地区会議を組織</p>	科学者間ネットワークの構築	科学に関する重要事項の実現	行政、産業及び国民生活への科学の反映浸透
	指標の状況	<p>学術団体をめぐる課題についての審議等[報告書の取りまとめ]</p> <p>地区会議の開催[実施]</p>			